別表第５（第３条関係）

３　建替工事費補助

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の対象となる者 | 次に掲げる要件を全て満たす兵庫県民（個人)又はその者が高齢者の場合は、その者の二親等以内の親族  １　除却する住宅（この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」（「住  宅耐震改修計画策定費補助」、「簡易耐震改修工事費補助」、「屋根軽量化工事費補助  （改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」、「簡易な耐震改修定額助成」、  「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」  を除く。）の補助金を受けたものを除く。）の所有者又はその２親等以内の親族  ２　新たに建築する住宅の所有者  ３　所得が1,200万円(給与収入のみの者にあっては、給与収入が1,395万円)以下の  　　者  ４　同じ世帯に属する全てのものが市税を滞納していない者 |
| 補助事業の対象となる経費 | 補助事業の対象となる者が、第１項に該当する住宅の敷地内において同項に該当する住宅を除却し、第２項に定める住宅に建て替える工事（総額が100万円以上のものに限る。）に要する経費。ただし、この事業又は県補助事業「ひょうご住まいの耐震化促進事業」のうち「簡易耐震改修工事費補助」、、「屋根軽量化工事費補助（改修前の上部構造評点が0.7未満の場合に限る。）」「簡易な耐震改修定額助成」、「シェルター型工事費補助」又は「住宅耐震改修工事費補助（居室耐震型改修工事）」の補助金を過去に受けた住宅については、当該補助金の額を控除するものとする。  １　除却する住宅は、次の要件を全て満たすこと。  (１)　市内に所在する昭和56年５月31日以前に着工された戸建住宅（店舗等の用途を兼  ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものに限る。）  を含む。）  (２)　所有者又はその２親等以内の親族が自己の居住の用に供するもの  (３)　次に掲げるいずれかの要件を満たすもの  ア　耐震診断の結果、安全性が低いと診断されるもの  イ　平成12年度から平成14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」又は平  成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で診断の結果、安全性が低い  と診断されたもの  ２　建て替え後の住宅は、次の要件を全て満たすこと。  (１)　所有者が自己の居住の用に供するもの  (２)　兵庫県住宅再建共済制度（家財再建共済制度を除く。）に加入するもの  (３)　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第２号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していること。ただし、令和３年度末までに設計に着手している場合は、この限りでない。  (４)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条第１項に  規定する土砂災害特別警戒区域内でないこと。ただし、令和３年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。  (５)　「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設された住宅の内、３戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町長の勧告に従わなかった旨の公表に係るものでないこと。ただし、令和４年度末までに設計に着手している場合は、この限りではない。 |
| 補助率 | ５分の４ |
| 補助金の額 | 補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額又は100万円のいずれか低い額（千円未満の端数切捨て） |
| 適用除外する事項 | － |
| その他の  事項 | 補助事業の対象となる耐震改修工事は、兵庫県の「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。 |